

各位



令和3年2月22日
中ノ郷信用組合

預金口座等における旧姓使用の取扱い開始について

中ノ郷信用組合（本店 東京都墨田区、理事長 吉川 洋之、以下「当組合」）では、女性活躍の社会づくりの一環として、令和3年3月1日（月）より、旧姓使用をご希望のお客さまに旧姓での預金口座等のお取扱いを開始いたします。

現在、内閣府では関係各省庁と連携の下、女性活躍の視点に立った制度等の整備として、結婚等により戸籍上の氏（姓）を変更した場合でも、職場等で旧姓を通称として使い続けられるように「通称としての旧姓使用の拡大」に向けた取り組みを進めています。

当組合では、これに呼応し、引き続き女性が活躍できる環境の整備に取り組んでまいります。これにより、旧姓で日々ご活躍されている方々へのご支援と旧姓でのご活躍を検討されている方々への第一歩になれば幸いです。

ご利用にあたり、ご用意頂く書類につきましては、当組合所定書類のほか、本人確認書類および弁護士・行政書士等の士業者は、その団体が発行する証明書等、会社員等の方々につきましては、旧姓記載の社員証またはお名刺等になります。

記

1. ご利用頂けるお客様

- ① 婚姻等により姓を変更されたお客様
- ② 旧姓併記のマイナンバーカード・住民票・運転免許証等をご提示頂けるお客様
（但し、弁護士等の方は、本人確認書類として必要ですが、旧姓併記は必須ではありません。）
- ③ 現に旧姓でご活躍されていることを示す書類をご提示頂けるお客様
（但し、弁護士等の方は、所属団体が発行する旧姓併記の書類をご提示下さい。）

2. ご利用頂けない取引

- ・マル優、預金取引以外の取引（貸金庫等含む）、口座開設アプリを経由した旧姓でのお申込
（但し、キャッシュカードおよびインターネットバンキングは預金取引に準じてお取扱いいたします。）

3. 取扱開始日

令和3年3月1日（月）

4. 手数料

名義変更・旧姓での口座開設に係る手数料はございません。

以上